

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和45年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設し、 又は増設 した設備</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>製造の事業、<u>ソフトウェア業</u>又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]			新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]	[略]			<p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設し、 又は増設 した設備</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>製造の事業、<u>情報通信技術利用事 業</u>又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]			新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]	[略]		
[略]																							
新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]																					
	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]																					
[略]																							
[略]																							
新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]																					
	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]																					
[略]																							
<p>様式第3号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設し、 又は増設 した設備</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>製造の事業、<u>ソフトウェア業</u>又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]			新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]	[略]			<p>様式第3号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設し、 又は増設 した設備</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>製造の事業、<u>情報通信技術利用事 業</u>又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]			新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]	[略]		
[略]																							
新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]																					
	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]																					
[略]																							
[略]																							
新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]																					
	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]																					
[略]																							
<p>様式第4号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設し、 又は増設 した設備</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>製造の事業、<u>ソフトウェア業</u>又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]			新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]	[略]			<p>様式第4号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="2">新設し、 又は増設 した設備</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>製造の事業、<u>情報通信技術利用事 業</u>又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]			新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]	[略]		
[略]																							
新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]																					
	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]																					
[略]																							
[略]																							
新設し、 又は増設 した設備	[略]	[略]																					
	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]																					
[略]																							
<p>様式第5号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]				[略]		<p>様式第5号（第2条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td></td><td>[略]</td><td></td></tr></table>	[略]				[略]											
[略]																							
	[略]																						
[略]																							
	[略]																						

新設し、 又は増設 した設備	製造の事業、 <u>ソフトウェア業</u> 又は 旅館業の用に供した一の生産設備 を構成する固定資産の取得価額	[略]
	[略]	
[略]		
[略]		
新設し、 又は増設 した設備	製造の事業、 <u>情報通信技術利用事 業</u> 又は旅館業の用に供した一の生 産設備を構成する固定資産の取得 価額	[略]
	[略]	
[略]		
[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。